

開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の開示通知書記1記載の文書

最高裁秘書第3444号

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)

第1871号  
令和7年10月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎裁判例

1

(民事)

- 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行ヒ)第214号・令和7年9月2日 第三小法廷判決 破棄自判)

- 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行ヒ)第241号・令和7年9月2日 第三小法廷判決 破棄自判)

- 夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である

(令和6年(受)第239号・令和7年9月4日 第一小法廷判決 破棄自判)

- 請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、上記の者は、債権者に対して損害賠償義務を負う

(令和5年(受)第2207号・令和7年9月9日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

### ◎記事

12

- 広報テーマ(11月分)
- 高齢者叙事
- 叙事・叙事(7月分、死亡者のみ)
- 人事異動(9月7日~9月12日)



## 裁判例

### 民事

◎ 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動を理由として受けた停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 懲戒処分取消請求事件

最高裁判所令和6年(行ヒ)第214号

令和7年9月2日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 糸島市

被上告人 X

原 審 福岡高等裁判所

#### 主 文

- 1 原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。
- 2 被上告人の請求を棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

#### 理 由

上告代理人市丸信敏ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、普通地方公共団体である上告人の消防職員であった被上告人が、任命権者である糸島市消防長(以下「消防長」という。)から、部下に対する言動を理由とする停職6月の懲戒処分(以下「本件処分」という。)を受けたため、上告人を相手に、その取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要是、次のとおりである。

(1) 地方公務員法29条1項は、職員が、同法、これに基づく地方公共団体の機関の定める規程等に違反した場合(1号)、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(3号)等においては、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨を規定し、糸島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成22年糸島市条例第36号)4条1項は、停職の期間は1日以上6月以下とする旨を規定する。

(2) 被上告人は、平成14年4月に消防職員として採用され、平成23年4月から平成24年3月までの間、糸島市消防本部(以下「消防本部」という。)のa課等に所属し、消防隊の分隊長として、小隊長であるAの下で訓練を取り仕切る立場にあった。

被上告人は、本件処分前に懲戒処分を受けたことはなかったが、平成23年11月に部下に対する暴言を理由に文

書による訓告を受けていた。

(3) 被上告人は、平成23年4月に採用された部下であるBに対し、次の各行為をした。

ア 平成23年10月頃から平成24年3月頃までの間、夜間に、トレーニングとして、複数回にわたり、A及び分隊長であったCと共に、Bの身体を鉄棒に掛けたロープで縛った状態で懸垂をさせ、同人が力尽きて鉄棒から手を放すと、上記ロープを保持して数分間宙づりにし、更に懸垂をするよう指示したり(以下「本件行為1」という。)、同人に雑巾掛け競争を行わせ、これに負けたペナルティとして腕立て伏せ等をさせたりした(以下「本件行為2」という。)。

イ 平成23年10月から同年11月頃に実施されたはしご車の誘導訓練終了の際、上記訓練で用いた道具である敷板をBが粗雑に扱ったことから、「お前帰れ。二度と消防に来るな。今すぐ帰れ。消防署辞めて帰れ。」などと言ひ、同人の肩を叩き、ヘルメットの上から頭部を叩き、胸倉をつかんで揺さぶり、突き飛ばすなどして消防署の敷地の外に押し出し、さらに、敷板に謝罪するように命じ、複数回、「敷板さん、ごめんなさい。」と謝罪の言葉を述べさせた(以下「本件行為3」という。)。

ウ 平成23年11月から同年12月頃、Bがした指差し呼称が不十分であるとして訓練のやり直しを命じた際、ヘルメットの上から同人の頭部を複数回叩いた(以下「本件行為4」といい、本件行為1、本件行為2及び本件行為3と併せて「本件各行為」という。)。

(4) 消防本部においては、平成28年6月頃、消防職員を対象とした職場環境改善に関するアンケートが実施され、職場にパワー・ハラスメントがまん延しているなどの回答が出された。糸島市長は、同年7月頃、消防本部でのパワー・ハラスメントにより職員の退職や病気休暇が相次いでおり、実態調査のための調査委員会を立ち上げてほしいなどの記載がある、消防職員有志一同名義の文書の提出を受けたことから、消防職員に対する事情聴取を実施するなどした。

(5) 消防長は、平成29年3月3日、被上告人に対し、本件各行為をしたこと等を理由に地方公務員法29条1項1号及び3号に基づき本件処分をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人の請求を認容すべきものとした。

本件行為1及び本件行為2は、被上告人が主導的な役割を果たしたとはいえないし、トレーニングの方法として不適切なものではあるが、逸脱の程度が特段大きいとまではいえない。本件行為3及び本件行為4は、指導が度を超えたもので、暴力等の内容や程度が著しいものとはいせず、Bによる軽率な言動が契機となった面もある。また、本件各行為を受けたBは負傷していない。これらに加え、被上告人が、本件処分以前に懲戒処分を受けたことがなく、訓

練やトレーニングの際の指導等につき個別に注意等を受けたとの事情も見当たらないこと、被上告人が一応反省の態度を示していること等を考慮すると、懲戒の種類として停職を選択し、かつ、その期間を最も重い6月とした本件処分は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和47年（行ツ）第52号同52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成23年（行ツ）第263号、同年（行ヒ）第294号同24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁等参照）。

(2) 本件各行為は、被上告人が、職場内における優位性を背景として、採用後間もないBに対し、鉄棒に掛けたロープで身体を縛って懸垂をさせた上、同人が力尽きた後もそのロープを保持して数分間宙づりにして更に懸垂するよう指示したり、同人の肩や頭部を叩き、胸倉をつかんで揺さぶり、突き飛ばすなどした上、道具である敷板に複数回謝罪の言葉を述べさせるなどしたというものであり、身体的な苦痛のみならず強い恐怖感や屈辱感を与えるものであって、Bに傷害を負わせるものであるか否かにかかわりなく、訓練等の際の部下に対する指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱した極めて不適切な言動であるといふほかない。そうすると、本件各行為は、被上告人が主導したとはいえないものが含まれているとしても、その非違の程度は重いものというべきである。そして、被上告人が、部下に対する暴言を理由に文書による訓告を受けていたにもかかわらず、採用後間もないBに対する上記のような本件各行為を継続したことは、非難を免れない。

また、消防職員については、火災等の現場において住民の生命や身体の安全確保のための活動等を行うという職務の性質上、厳しい訓練が必要となる場合があるとしても、指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱する本件各行為が許容される余地はないであって、被上告人が本件各行為に及んだ経緯に酌むべき事情があるとはいえない。

さらに、消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが職務の遂行上重要であるところ、本件各行為は、分隊長として訓練を取り仕切る立場にあった被上告人が訓練等の際にしたものであり、著しく職場環境を悪化させ、上告人の消防組織の秩序や規律に看過し難い悪影響を

及ぼすものである。

以上説示したところに照らせば、被上告人には本件処分以外に懲戒処分歴がないこと等の事情があるとしても、停職6月という本件処分の量定をした消防長の判断は、懲戒の種類についてはもとより、停職期間の長さについても社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいはず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。

(3) したがって、本件処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、他に本件処分を違法と評価すべき事由も見当たらず、被上告人の請求は理由がないから、第1審判決を取り消し、同請求を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋）

◎ 地方公共団体の消防職員が部下に対する言動等を理由として受けた懲戒免職処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 懲戒免職処分取消等、懲戒処分取消請求事件

最高裁判所令和6年(行ヒ)第241号

令和7年9月2日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 糸島市

被上告人 X

原審 福岡高等裁判所

**主 文**

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 第1審判決中上告人敗訴部分を取り消す。
- 3 前項の取消部分につき被上告人の請求をいずれも棄却する。
- 4 第1項の破棄部分に関する被上告人の附帯控訴を棄却する。
- 5 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

**理 由**

上告代理人市丸信敏ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 本件は、普通地方公共団体である上告人の消防職員であった被上告人が、任命権者である糸島市消防長(以下「消防長」という。)から、部下に対する言動等を理由とする懲戒免職処分(以下「本件処分」という。)を受けたため、上告人を相手に、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 地方公務員法29条1項は、職員が、同法、これに基づく地方公共団体の機関の定める規程等に違反した場合(1号)、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合(2号)等においては、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨を規定する。

また、糸島市ハラスメントの防止等に関する規程(平成22年糸島市訓令第12号)は、パワー・ハラスメントとは、他の職員に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をいうものとした上で(2条2号)、職員は、職員相互の人権を尊重し、ハラスメントをしてはならない旨を規定する(5条1項)。

(2) 被上告人は、平成5年4月に消防職員として採用され、平成14年4月に消防士長に、平成22年4月に消防司令補に昇任し、同月から消防隊の小隊長を務め、平成29年3月当時、糸島市消防本部(以下「消防本部」という。)a課b係長を務めていた。被上告人につき、本件処分以外の懲戒処分歴はない。

(3) 被上告人は、平成15年頃から平成28年11月までの間、別紙(被上告人の行為一覧)のとおりの行為をした。

上記行為のうち、別紙記載5、6及び9の各行為は、被上告人がいずれも採用後1年にも満たない部下に対し、訓練やトレーニングに係る指示や指導として行ったものであり(以下「各指導」という。)、別紙記載1から4まで、7、8、10から16まで及び19の各行為は、被上告人が部下に対してした発言である(以下「各発言」といい、各指導と併せて「本件各行為」という。)。本件各行為は、被上告人が、部下に対する嫌悪、苛立ち及び悪感情を主な動機として、感情の赴くままにした部分が大きく、その対象となった部下は、少なくとも10人に上る。

(4) 消防本部においては、平成28年6月頃、消防職員を対象とした職場環境改善に関するアンケートが実施され、職場にパワー・ハラスメントがまん延している、数年間で若手の職員が3名退職したのは職場環境が原因である、外部調査等の対処をしてほしいなどの回答が出された。

糸島市長は、同年7月頃、消防職員有志一同名義の文書の提出を受けた。同文書は、消防本部でのいじめやしごき等を原因として数年間で6人の若手の職員が退職し3人の職員がうつ病等のため休職していること、被上告人が訓練の名を借りていじめやしごきをしており、暴言も度を越していること、加害者が複数おり、そのトップにいるのがc課課長補佐のAであること等の記載があり、定期的に行われているアンケートに指摘しても何も変化がないとして、実態調査のための調査委員会の設置を要望するものであった。これを受け、糸島市長は、同月以降、消防職員に対する事情聴取を実施するなどした。

(5) 消防長は、平成29年3月3日、被上告人に対し、本件各行為が上記規程5条1項に違反すること等を理由に、地方公務員法29条1項1号及び2号に基づき本件処分をした。

(6) 本件処分の取消請求を認容する旨の第1審判決が言い渡された後、上告人の消防職員66人は、被上告人及び分限免職処分を受けたAが復職すると、職場の秩序が乱れ、消防事務に支障が生じる上、報復により更なる被害が生じる不安があるとして、被上告人及びAの職場復帰に反対する旨の書面を提出了した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件処分の取消請求及び損害賠償請求の一部を認容すべきものとした。

被上告人がした各指導は、訓練やトレーニングとして通常行われる範囲を逸脱したものではあるけれども、逸脱の程度が特段大きいとまではいい難い。各発言についても、これにより精神的に苦痛を受けた者が相当数に上るもの、言い過ぎの面や、表現が適切でなく、口の悪さが現れたにすぎないところもある。被害を受けた職員に重大な負傷も生じていないことを踏まえると、被上告人がした非違行為による他の職員及び社会に対する影響が特に大きいとまではいえない上、被上告人が、本件処分以前に懲戒処分を受けたことがなく、訓練やトレーニングの際の指導等につき個別に注意等を受けたとの事情も見当たらないこと、被上告人が一定の反省の態度を示していること等を考慮すると、懲戒の中で最も重い免職を選択した本件処分は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和47年（行ツ）第52号同52年1月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成23年（行ツ）第263号、同年（行ヒ）第294号同24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁等参照）。

(2) 本件各行為のうち各指導は、いずれも、被上告人が職場内における優位性を背景として、採用後間もない部下に対し、鉄棒に掛けたロープで身体を縛って懸垂をさせた上で力尽きた後もそのロープを保持して数分間宙づりにして更に懸垂するよう指示したり、熱中症の症状を呈するまで訓練を繰り返させたり、体力の限界のため倒れ込んだことに対するペナルティと称して更に過酷なトレーニングをさせるなどしたものであり、部下に傷害を負わせるものであるか否かにかかわりなく、訓練やトレーニングに係る指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱するものというほかない。また、各発言には、部下に恐怖感や屈辱感を与えた後、その人格を否定したりするもののみならず、その家族をも侮辱したりするものも含まれている。このように、本件各行為は、部下に対する言動として極めて不適切なものであり、長期間、多数回にわたり繰り返されたものであることも照ら

せば、その非違の程度は極めて重いというべきである。

また、消防職員については、火災等の現場において住民の生命や身体の安全確保のための活動等を行うという職務の性質上、厳しい訓練が必要となる場合があるとしても、指示や指導としての範ちゅうを大きく逸脱する各指導が許容される余地はないのであって、各指導を含む本件各行為が、部下に対する悪感情等の赴くままに行われた部分が大きかったことからしても、被上告人が本件各行為に及んだ経緯に酌むべき事情があるとはいえない。

さらに、本件各行為は、小隊長等として消防職員を指導すべき立場にある被上告人が、少なくとも10人の部下に対し、十数年もの長期間、多数回にわたり、上記のような不適切な指導や発言を執拗に繰り返したというものであり、甚だしく職場環境を害し、上告人の消防組織の秩序や規律を著しく乱すものというべきである。消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが職務の遂行上重要であることにも鑑みれば、本件各行為が及ぼす上記のような悪影響は看過することができないものである。消防本部において被上告人らによるいじめやしごき等により若手の職員の退職が相次いでいるなどの記載がある文書の提出を受けた糸島市長の指示により調査が行われ、多数の職員が被上告人の職場復帰に反対する旨の書面を提出したことは、以上の現れといふことができる。

以上説示したところに照らせば、被上告人には本件処分以外に懲戒処分歴がないこと等の事情があり、免職処分が公務員の地位の喪失という重大な結果を生じさせるものであることを踏まえても、被上告人に対する処分として免職を選択した消防長の判断が、社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいせず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。

(3) したがって、本件処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、本件処分にその他の違法事由も見当たらず、被上告人の請求は理由がないから、第1審判決中上告人敗訴部分を取り消した上、同部分に関する被上告人の請求をいずれも棄却し、かつ、上記破棄部分に関する被上告人の附帯控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴の補足意見がある。

**裁判官林道晴の補足意見**は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、さらに以下の点を敷衍しておきたい。

1 本件各行為は、被上告人が、職場内での優位性を背景として、長期間、多数の部下に対して極めて不適切な言動を繰り返したというものであり、職場環境を害し、消防組織の規律や秩序を著しく乱すものであることは法廷意見が述べるとおりであるが、このことは、本件各行為が消防組織内でされたことからも基礎付けられているといえる。すなわち、消防職員が、危険と隣合わせの火災等の現場において、その職務を安全、確実かつ迅速に遂行するためには、職員同士の緊密な意思疎通を図ることが必要であると考えられるところ、そのような消防職員の職務の性質に照らしても、本件各行為が消防組織の規律や秩序等に及ぼした悪影響は、特に大きいものということができる。

2 ところで、消防職員については、その職務の性質上、部隊等での上下関係を基に、厳しい訓練が必要となる場合があると考えられるところ、そのような上下関係が、その職務の遂行のための必要性とは裏腹に、職場内の優位性を背景とした不適切な言動が行われる危険を孕んでいるといえることは、本件のみならず、本件と同じく消防職員に対する処分に関する事案につき当小法廷が言い渡した令和3年(行ヒ)第164号同4年6月14日判決・裁判集民事268号23頁及び令和4年(行ヒ)第7号同年9月13日判決・裁判集民事269号21頁からもうかがわれる。

現に、各消防本部においては、消防組織における上記のような危険の存在が認識され、これに対する対策が実施されていることもうかがわれるところ、上記1で述べたことに照らせば、消防組織において、消防職員がその職務を適切に遂行するために、上記の対策を確実に実施していくことが望まれるといえよう。

3 本件において、被上告人がした本件各行為が上告人の消防組織や職場環境に及ぼした悪影響が特に大きいものであることは、その行為の態様が極めて不適切であることのみならず、その期間の長さ、行為の回数や被害者の多さ等の諸事情から明らかであり、法廷意見が述べるとおり、多数の消防職員が被上告人の職場復帰に反対するという事態に至っていることにも現れているといえる。

これに対し、原審は、要するに、個々の行為を単体で評価すると免職が重きに失する旨判断するものということができるところ、本件各行為が全体としてどのような悪影響をもたらすものであるかをも十分に評価すべきであったにもかかわらず、これを怠ったものといわざるを得ない。

法廷意見は、懲戒権者の裁量権行使に際して考慮すべ

き事情あるいは考慮することができる事情である、非違行為による影響について、上記のような本件各行為に係る諸事情を基礎として評価する必要があることを示したものである。職場内での優越的な関係を背景として繰り返される不適切な言動を理由とする懲戒処分の適否が問題となる事案に関しては、当該事案における諸事情を十分に踏まえ、非違行為による影響を適切に評価していく必要があるものと考える。

(裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 宇賀克也 裁判官 林道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋)

(別紙)

### 被上告人の行為一覧

1 被上告人は、平成15年頃以降、Bについて、同人がいない場で、「あいつ馬鹿やろうが。」「何やあの訓練。」などと言ったほか、同人の部下に対し、「お前の小隊長は、新しいものばかり目がいって今を見てない。dで何をやってたかというのはお前の小隊長に言うな、俺に言え。」「お前が今せないかんこと後でもできるとの区別もつかんのは、お前の小隊長がそういう区別がつかん環境を作りようから。2部にいることでお前の成長が10年遅くなつた。」「遅い。前はもっと早くしよつたぜ。2部の環境がお前をそうさせとっちゃんね。だいたいお前の小隊長はつまらんけん、お前もつまらんくなる。」「新しい資器材に頼るのは消防士としていかんやろ。まあお前の小隊長がそういうの好きやもんね。」などと言った。

2 被上告人は、平成20年頃、Bが指導員を務める訓練を行っていたCに対し、「訓練しようとも静かやけん、お通夜かと思った。」「お前らは仲良しクラブやもんね。あんな訓練して意味あると。俺んときはこうやつたもんね。どうせお前はB派やけん分からんやろうね。」「お前、B寄りやろうが。」「Bの手下やろうが。気持ち悪い。」「まあお前に言ってもB一派やろうけん、分からんやろうけどね。」などと多数回言った。

3 被上告人は、平成21年4月頃から平成22年3月頃までの間、Dに対し、次の各行為をした。

(1) 職員が参加する旅行で訪れた宿泊施設において、Dを呼び出し、「とりあえずそこで腕立て伏せしよけ。」と命じた。同人が、約5分間、腕立て伏せをした後、部屋に戻ったところ、被上告人は、Dの携帯電話に電話をかけ、留守番電話に「ぶっ殺すぞ、お前。」と大声でメッセージを残した。

(2) 日常的に「このストレッサーが。」「ぶっ殺すぞ、お前。」「お前は俺の近くにあるな、死ね。」「お前はできん。」「お前は俺にストレスを与える。」「死ね。」などと言った。

4 被上告人は、平成22年4月から平成23年2月

までの間、Eと共に通信勤務をした際、同人を床に正座させ、「お前全然できんもんね。訓練もできんし、気も利かん。お前は駄目だ。向いていない。」などと言った。

5 被上告人は、平成23年10月頃から平成24年3月頃までの間、F及びGと共に、平成23年4月に採用されたHに対し、夜間に、トレーニングとして、次の各行為をそれぞれ複数回行った。

(1) Hの身体を鉄棒に掛けたロープで縛った状態で懸垂をさせ、同人が力尽きて鉄棒から手を放すと、上記ロープを保持して数分間宙づりにし、更に懸垂をするよう指示した。

(2) 雑巾掛け競争を行わせ、これに負けたペナルティとして、腕立て伏せ等をさせた。

6 被上告人は、平成24年6月8日、I及び同年4月に採用されたJに対し、3、4回、防御訓練を繰り返し行わせ、その際、同僚を要救助者とする搬送等の訓練をさせ、Jを熱中症の症状を呈する状態に至らしめた。同人は、一時意識を失って失禁したため、病院に運ばれた。

7 被上告人は、平成24年7月頃、訓練中に動きが悪くなったJに対し、「丈夫に産んでくれんやつた親が悪い。残念やね。」と言い、同月頃から同年8月頃までの間、「お前、俺のこと苦手やろ。俺もお前のこと好かんけどね。」と言い、同年10月頃、「出張所でだらだらしどったら、こっち呼びつけて殺すけんな。」と言った。

8 被上告人は、平成24年4月に採用されたKに対し、次の各行為をした。

(1) 平成24年11月から平成25年3月までの間、訓練中に「お前と話すと会話にならん。お前は頭が悪いから俺と話が合わん。」「お前と話すと話にならん。」「向いてない。やる気もない。」「普段の生活がおかしいから仕事に出るっしゃろうが。」「Lはできるのに何でお前はできんとや。」などと言った。

(2) 平成24年11月頃、消防署内の食堂において、Kが被上告人の隣に座ったところ、「近い。どつか行け。」と言った。

(3) 平成24年12月頃、「お前を恐怖で支配するけん。」「お前を理不尽で支配する。」と言った。

(4) 平成24年12月頃、「お前、俺のこと嫌いやろ。」と言い、Kが「そんなことないです。」と答えると、「俺はお前のこと嫌いやけん。恐怖でお前を言うこと聞かすけん。」と言った。

(5) 平成24年12月頃から平成25年1月頃までの間、きょうだいの数を尋ね、Kが3人兄弟で兄が2人いると答えると、「そん中で誰が一番しっかりしとる。」と尋ね、同人が「そうですね、一番上ですかね。」と答えると、「ああ良かった、良かった。お前が一番しっかりしてるとんやつたら、お前んちの兄貴がおかしいっしゃ

ろうね、と思って。」と言った。

9 被上告人は、Kに対し、次の各行為をした。

(1) 平成24年12月頃から平成25年1月頃、夜間に通信指令室に呼び出し、Kが通信訓練を受けなかったことに対するペナルティとして、パイプ椅子の上で腕立て伏せを100回程度させた。

(2) 平成25年2月、夜間に、訓練として、Mと共に、Kに搬送等をさせ、同人が体力の限界のため倒れ込むと、ペナルティとして、消火活動等の際に着用する面体を顔面に装着した状態で腕立て伏せをさせたり、同僚を担いで車庫内を走らせたりした。

(3) 平成25年3月、夜間に、訓練として、M及びNと共に、Kに潜水ボンベを1本ずつ両手の人差し指と中指に挟んで持たせた状態で、車庫内を往復させ、同人が潜水ボンベを地面に落とすと、ペナルティとして、腕立て伏せをさせたり、同僚を担いで走らせたりした。

10 被上告人は、平成25年1月に実施された職員が参加する旅行中、いわゆるデリバリー・ヘルスの話題になった際、Jに対し、「お前の娘もそうなるっちゃろ。」などと言った。

11 被上告人は、Oに対し、次の各行為をした。

(1) 平成26年11月頃から同年12月頃までの間、「上が抜けて俺が中隊長になったら、お前みたいな奴は、やるけんな。俺の息子の方が頭いいぜ。お前みたいなできん奴は、とことん理不尽で殺すけんな。今は次長の下におけるけど、すぐおらんくなるけん、お前分かっとろうな。お前、考えとったがいいぜ。Pの下におっても何もならんけんね。」などと言った。

(2) 平成27年11月16日、パワー・ハラスマントに関する研修の終了後、「お前、今日の研修、オアシス研修やったろうが。気持ちよかつたろうが、お前みたいな奴は。だいたいお前、どう感じたとや。」「お前みたいな奴がおるけん駄目になっていくつた。現場活動ができるみたい。お前みたいな甘い奴がおるけん消防が弱くなっていくつた。だいたいお前、俺の家が火事んなって、お前がへまして俺の家燃やしたら分かっとろうね。覚えとけよ。訴えるけん。」などと言った。

12 被上告人は、Qに対し、次の各行為をした。

(1) 平成27年3月末頃から同年5月頃までの間、Qが消防救助技術大会に向けて訓練をしていたところ、「救助訓練のレベルが下がって面白くない。それでも訓練することは時間とお金の無駄。」「調子に乗るなよ。」「だいたい、何でお前しようとや。」「お前達が訓練しようのは自己満やろうが。ひとつも署のためになんてないんやけん。そんなことに何で時間割かないかんとや。」「むかつく。」「何でお前らに訓練させないかんとや。」などと言い、同大会が近付いてくると、「あともうちょっとでお前らの自己満が終わるね。」「救助、救助言いや

がって。現場訓練はせんで。」などと言い、同大会が終わると、「やっとお前らの自己満の訓練が終わった。これでやっと仕事できるね。」などと言った。

(2) 平成28年4月から同年8月までの間、Qが消防救助技術大会に向けて訓練をしていたところ、上記(1)と同様のことを言った。

13 被上告人は、平成27年6月末頃から同年10月頃、酸欠状態になるまで搬送等の訓練をさせられた後に喫煙室で休憩していたKに対し、「そんな倒れて給料もらえていいね。俺もそっちの方がいいや。」などと言った。

14 被上告人は、平成27年4月から平成28年3月までの間、救急隊に所属していたJに対し、「救急は忙しいだけ。牧のうどんと一緒に。」「お前らは、救急の頭でしか想定を出しません。お前らの考えは救助隊の考えとはそれとなく意味ないもんね。」「救急は1日出でるけど、出動1件の価値が違う。救助は、数は少ないけど価値が違うもんね。救急は忙しいだけ。」「救急は件数が多いだけ。質が悪い。消防活動と救急活動は1件の価値が違う。お前、救急隊歴長いけど、ここで考えなやばいよ。」などと言った。

15 被上告人は、平成27年度、Q、E及びRに対し、「どうせお前は仕事してなかろうが。お前は信用できる。仕事は、俺に合わせて仕事するのが当たり前やけん、平日の非番に勝手に予定を入れるな。」「何で帰るや。」「仕事を中途半端に残して帰るとや。」「俺は仕事しどうのに、お前ら休むっちゃう。」「責任感がない。お前の仕事は自分で終わらせて帰れ。何で申し送るとや。」「お前次来るの2日後やろうが。2日間放置や。」「宇宙は太陽が中心やろうが。ここでは俺が太陽たい。俺を中心にして仕事をしろ。」「俺は毎日出て来ようのに、お前らは3日に1回しか出てこんで、すぐ仕事をリセットする。担当官なら日勤するつもりで毎日来い。」「最後までして行けよ。」などと発言した。これを受けて、同人らは、申請を行うことなく、時間外労働を行った。

16 被上告人は、前職がd消防庁の消防士であったRに対し、次の各行為をした。

(1) 平成27年8月、「査察の処理は今じゃなくて夜できらうが。お前が今せないかんことと後でもできるとの区別もつかんのは、お前の小隊長がそういう区別がつかん環境を作りようから。2部にいることでお前の成長が10年遅くなつた。」などと言った。

(2) 平成27年8月から同年9月までの間、複数回にわたり「つまらん訓練しようねえ。dではどんな訓練しよつたと。」などと言ったほか、「dでも理不尽で殺されつたろうが。俺とお前が同じ部になつたら理不尽で殺すけん、覚悟じとけよ。」などと言った。

(3) 平成27年8月から平成28年3月までの間、

「d消防庁も大したことないね。」と少なくとも1回言った。

(4) 平成28年2月1日、当務中に何をしていたのかを尋ね、Rが月報を作成していた旨を答えたところ、「月報なんて2分で終わらうもん。仕事せんならいらん。辞めろ。」などと言った。

17 被上告人は、平成28年2月19日から同年3月31日まで、及び、同年10月3日から同年11月17日までの各期間において、平均して1日合計1時間以上の離席を繰り返し、その間、職務に従事しなかった。

18 被上告人は、平成28年5月25日、訓練に関する発表を見学していた幼児を含む市民や他の消防隊員がいる前で、「こいつらがくだらない訓練してるから、俺達の訓練ができない。無駄な訓練しやがって。こんな訓練、オナニー訓練やろうが。」などと言った。

19 被上告人は、Qに対し、次の各行為をした。

(1) 平成28年8月9日、少年消防クラブのキャンプに業務として同行したQの代わりに被上告人が勤務したことについて、「貴様この前は、少年消防とか調子に乗って行きやがって、ふざけるな。警備人員も編成も考えずにふざけるな。だいたい当務で人を出す必要があるとや。なめやがって。そもそもSは来てないっちゃうが。そもそもお前がへぼいけんいかん。何も言い切らんかろうが。びびりやがって。お前は絶対将来伸びんし、失敗する。駄目人間やね。当務に迷惑かけて救助訓練させてもらいうように、恩を仇で返しやがって。まじなめとうね。おかげで、俺が出てこないかんくなったろうが。俺はしつこいけん、一生根に持つけんな。はしご調査は救助訓練の都合で変わってもらうくせに、少年消防クラブは行くとや。仲良しクラブで調子に乗りやがって。ふざけんな。このスパイ野郎が。なめやがって。夕方から勤務することになった原因は全てお前の責任だ。俺の休みを返せ。」などと言った。

(2) 平成28年8月19日、Qが同月17日午後に年休を取得したことについて、「貴様この間は昼から帰りやがって、ふざけるな。日勤日やけん昼からも訓練しろ。市長挨拶とか関係なかろうが。帰って来て訓練すればよからうが。訓練もせんとに時間がないとか言いやがって調子に乗るなよ。お前はそもそも履き違えとろうが。ふざけるな。だいたい全国大会とか実力で行ったわけじゃないで抽選で当たったけん行けとろうが。実力もないのに舞い上がるな。調子に乗るな。お前達は絶対失敗する。そもそも失敗すればいいのに。」などと言った。

(3) 平成28年9月6日、同月5日に実施された訓練に關し、「だいたい何や、あの訓練は。お前は、何も言わん、何もせんあっつの仲間やけんな。」「お前は成長せんし、失敗する。」「くだらん。」などと約1時間にわたって言った。

◎夫婦間における婚姻費用の分担の内容を定める合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である

件名 婚姻費用の合意無効確認請求事件

最高裁判所令和6年(受)第239号

令和7年9月4日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 Y

被上告人 X

原審 東京高等裁判所

### 主文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

### 理由

上告代理人今津裕武の上告受理申立て理由について

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人と被上告人は、婚姻後別居し、平成29年1月、上告人が被上告人に對し婚姻費用として同月以降月額16万円を支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）をした。以後、上告人は、令和4年8月までの間、被上告人に對し、毎月同額を支払った。

(2) 被上告人は、令和2年11月、東京家庭裁判所立川支部に対し、上告人を相手方として、婚姻費用分担審判の申立てをした。同支部は、令和4年9月、本件合意は上告人の当時の年収につき実際の額よりも低廉な額を前提としていたところ、このことは本件合意に基づく婚姻費用の分担額を変更すべき事情に当たるから、上記申立てがされた令和2年11月以降の上記分担額を改めるべきであるとして、変更後の分担額と既払額との差額及び令和4年9月以降月額29万円の婚姻費用の支払を上告人に命ずる旨の審判をした。

2 本件は、被上告人が、上告人に對し、上告人の年収について錯誤があったとして本件合意の無効確認を求める事案である。被上告人は、本件合意がされてから上記申立てがされるまでの期間における婚姻費用につき、本件合意に基づく分担額よりも多額の分担額を形成する審判の申立てをする予定であるところ、本件合意の無効を確認することがその前提となるので、本件訴えに確認の利益が認められる旨を主張している。

3 原審は、本件訴えが本件合意という過去の法律関係の存否を確定することを求める確認の訴えであるとした上で、要旨次のとおり判断し、本件訴えを不適法として却下した第1審判決を取り消し、本件を第1審に差し戻した。

夫婦の間に婚姻費用の分担の内容を定める合意（以下

「婚姻費用合意」という。）が有効に成立した場合、以後の婚姻費用の分担の内容は婚姻費用合意によることとなり、家庭裁判所は、事情の変更が生じたと認められない限り、婚姻費用分担の審判をすることができず、事情の変更が生じたと認められるとしても、婚姻費用合意がされた時点から事情の変更が生じたと認められる時点までの婚姻費用については、婚姻費用合意に基づく分担額と異なる分担額の支払を命ずる審判をすることができないから、夫婦の一方が婚姻費用分担審判の手続において婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することを求める場合には、これに先立ち、民事訴訟において婚姻費用合意が無効であることを確定することが紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要である。したがって、夫婦間における婚姻費用合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を有するものとして適法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は次のとおりである。

過去の法律関係であっても、それを確定することが現在の法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要と認められる場合には、その存否の確認を求める訴えは確認の利益があるものとして許容される

（最高裁昭和44年（才）第719号同47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁、最高裁平成3年（才）第252号同7年3月7日第三小法廷判決・民集49巻3号893頁参照）。

そこで検討するに、婚姻費用の分担義務は、夫婦の生活の経済的な安定に関わるものである一方、その時々で変動する夫婦の収入、生活状況等の影響を受け得るものであることに照らすと、婚姻費用の分担の内容は、婚姻費用合意によって、以後、固定されるものではなく、適時に新たな形成があり得るものである。このため、婚姻費用分担審判の手続において、婚姻費用合意が有効に成立したか否かが争われるとともに、婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することを求める旨の主張がされた場合、家庭裁判所は、婚姻費用合意の存否、効力及び内容のみならず、夫婦の収入、生活状況等の一切の事情も踏まえ、婚姻費用の分担額やその支払の始期等を検討し、婚姻費用の分担の内容を新たに形成する審判をすることになる。そうすると、別途民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かが確定されていないからといって、家庭裁判所が婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することが妨げられるわけではない（なお、上記の場合において、当事者が、婚姻費用合意が有効に成立したとしてもこれと異なる分担額を形成するよう主張しているときは、家庭裁判所は、審理の結果、婚姻費用合意に基づく分担額を改めるべき事情がないとの結論に達したとしても、申立てを不適法却下することなく、当該分担額と同額の分担額を新たに形成する審判をする

ことができる。）。また、婚姻費用の分担の内容の形成をすることのできない民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かのみ確認することをあえて認めるとすれば、家庭裁判所がその帰すうを待つことになり、夫婦の生活の経済的な安定のため適時に審判によってされるべき婚姻費用の分担の内容の形成が遅滞することになりかねない。したがって、婚姻費用合意が有効に成立したか否かについて別途確認の訴えをもって争うことを認める必要があるとはいはず、これを認めることが適切であるともいえない。

以上によれば、婚姻費用合意が有効に成立したか否かを民事訴訟で確認することが、婚姻費用の分担の内容に係る紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要であるとはいえない。

したがって、夫婦間における婚姻費用合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であるというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、本件訴えを不適法として却下した第1審判決は是認することができるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宮川美津子 裁判官 安浪亮介  
裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官  
中村 慎)

◎請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、上記の者は、債権者に対して損害賠償義務を負う

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和5年(受)第2207号

令和7年9月9日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 株式会社アトラスエンタープライズ

被上告人 Y<sub>1</sub> ほか1名

原審 大阪高等裁判所

### 主文

- 1 原判決中、被上告人らに対する強制執行の停止の申立てに係る損害賠償請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

### 理由

上告代理人富田典良、同小川正剛の上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人が被上告人Y<sub>1</sub>に対しその占有する不動産(以下「本件不動産」という。)の明渡しを求めて提起した訴訟(以下「本件明渡訴訟」という。)において、令和3年2月、被上告人Y<sub>1</sub>に対し本件不動産の明渡しを命ずる判決が確定した(以下、この確定判決を「本件確定判決」という。)。

(2) 被上告人Y<sub>1</sub>は、弁護士である被上告人Y<sub>2</sub>を代理人として、京都地方裁判所に対し、令和3年3月、本件確定判決による強制執行の不許を求める請求異議の訴えを提起し、同年4月、これを本案とする民事執行法(以下「法」という。)36条1項の強制執行の停止の申立て(以下「本件執行停止の申立て」という。)をした。京都地方裁判所は、同月、本件執行停止の申立てに基づき、被上告人Y<sub>1</sub>に担保を立てさせた上、本件確定判決による強制執行の停止を命ずる決定をした。

(3) 上記訴えにおいて、被上告人Y<sub>1</sub>は、本件不動産について留置権を有すること及び本件確定判決を債務名義とする強制執行が権利の濫用に当たることを異議

の事由として主張した。京都地方裁判所は、令和3年10月、上記主張に係る事由は、いずれも本件明渡訴訟における事実審の口頭弁論終結前の事情であり、異議の事由に当たらないとして、被上告人Y<sub>1</sub>の請求を棄却する判決をした。

2 本件は、上告人が、本件執行停止の申立てをしたことが不法行為に当たるなどと主張して、被上告人らに対し、強制執行の遅延により生じた損害等の賠償を求める事案である。

3 原審は、上記事実関係の下において、本件執行停止の申立てに係る損害賠償請求につき、要旨次のとおり判断し、被上告人らが損害賠償責任を負うものではないとして、上告人の被上告人らに対する請求をいずれも棄却すべきものとした。

請求異議の訴えの提起が違法となるのは、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる。請求異議の訴えを本案とする法36条1項の強制執行の停止の申立ては、当該訴えに付随してされるものであるから、これが違法となるのは、当該申立てが同項の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる場合に限られるというべきであり、当該訴えについて請求を棄却する判決がされ、当該申立てに基づく強制執行の停止を命ずる裁判が取り消されたとしても、その一事によって、当該申立てをした者の過失が推定されることはない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法36条1項は、請求異議の訴えの提起があった場合において、受訴裁判所は、申立てにより、強制執行の停止を命ずることができる旨規定している。これは、請求異議の訴えの提起があつても、債務名義による強制執行の開始及び続行は妨げられず、判決までに執行が完了するおそれがあることから、債務者が請求異議の訴えについて請求を認容する確定判決を得る場合に備えた暫定的措置を設け、債務者の申立てにより、受訴裁判所が仮の処分として強制執行の停止を命ずることができることとしたものである。一方、法22条は、一定の給付請求権の存在と内容を公証する法定の文書である債務名義により強制執行を行うものとしており、強制執行によって債務名義で公証された給付請求権を実現する債権者の利益は法的に保護されるべきものであるところ、強制執行の停止の申立てがされることによって強制執行が遅延し又は不能となつて上記利益を侵害するおそれがある。また、強制執行の停止の申立ては、請求異議の訴えに付隨してされるものではあるものの、請求異議の訴えとは別個の申立てを要するものであつて、当該申立てをするか否かは債務者の選択に委ねられているにすぎない。そうすると、債権者が事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずされた強制執行の停止の申立て

により上記利益を侵害されることを受忍しなければならない理由はないのであって、強制執行の停止の申立てをする者は、上記利益が不当に侵害されることがないよう、異議の事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討する注意義務を負うものというべきである。

以上によれば、請求異議の訴えを本案とする法36条1項の強制執行の停止の申立てがされ、強制執行の停止を命ずる裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、当該申立てをした者は、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負うというべきである。上記申立てが同項の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限り、上記申立てをした者が上記の損害賠償義務を負うものではないことは明らかである。

そして、上記の場合においては、異議の事由を裏付ける根拠に関する上記注意義務が尽くされなかつた可能性が相応にあり、また、法36条1項の強制執行の停止を命ずる裁判は、簡略な手続によるものとされていることに照らすと、強制執行の停止により債権者に生じた不利益の回復に配慮することが公平に適うものというべきである。したがって、上記の場合、上記申立てをした者には上記注意義務を尽くさなかつた過失があると推定するのが相当であるが、債務名義の種類や異議の事由の内容等に照らして上記申立てをするについて相当な事由があつたと認められるときには、その申立てに基づく強制執行の停止を命ずる裁判が取り消されたとの事をもって当然に過失があつたということはできない。

5 以上と異なる見解の下に、上告人の被上告人に対する本件執行停止の申立てに係る損害賠償請求をいずれも棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、上記請求に関する部分は破棄を免れない。そして、上記注意義務違反があつたか否かなどについて更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

なお、その余の請求に関する上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 宇賀克也  
裁判官 林 道晴 裁判官 石兼公博 裁判官  
平木正洋)

# 記事

## ◎広報テーマ(11月分)

まもなく名簿記載通知を発送します！

### 裁判員制度

**裁判員制度**

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員に選ばれる可能性のある方に、まもなく名簿記載通知を発送します。

**裁判員の役割**

- 審理**: 刑事裁判に出席し、証言等や証拠を見聞きします。
- 評議**: 法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に議論します。
- 判決**: 法廷で裁判長が判決を宣告します（裁判員としての役割も終了します）。

**裁判員等選任手続の流れ**

今年  
11月中旬  
名簿に記載されたことの通知  
調査票の送付

来年以降  
6週間前まで  
名簿からくじで選ばれた方に選任手続期日のお知らせ、質問票を送付

選任手続期日当日  
裁判所での選任手続

**調査票について**

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当たる場合は、返送していただく必要はありません。

**辞退の申出ができる時期について**

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出いただくことも可能です。

**裁判員裁判に参加された裁判員経験者の声**

裁判員として参加された方の97.6%の方が「非常によい経験を感じた」又は「よい経験を感じた」と回答されています。（令和6年度アンケート調査結果より）

**裁判員経験者の方の声**

自分だけの意見ではなく、チームとしての意見をまとめてもらつたので、自信をもって結論を出すことができました。

自分自身、法律や裁判の知識はありませんでしたが、裁判官のサポートを受けながら、裁判員を務めることができました。不安に感じるかもしれません、後ろ向きにならずに取り組んでみて欲しいと思っています。

裁判員制度は国民の皆さまの積極的なご参加により、円滑に実施されています。引き続きご理解とご協力をお願いします。

Q 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方はこちら！

QRコード  
裁判員制度で検索／裁判員制度のインフォグラフィックス動画も配信しています。ぜひご覧ください！

裁判所ウェブサイト「裁判員制度を調べる」  
<https://www.court.go.jp/saihanin/index.html>

## ◎高齢者叙事

別紙「高齢者叙事」のとおり

## ◎叙位・叙勲(7月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲（令和7年7月、死亡者のみ）」のとおり

## ◎人事異動

### 定年退官

仙台高等裁判所長官  
福岡簡易裁判所判事

小野瀬 厚  
春野浩二

(以上9月7日)

### 仙台高等裁判所長官

東京高等裁判所判事

永済健一

### 東京高等裁判所判事

静岡地方裁判所長

吉崎佳弥

### 静岡地方裁判所長

事務総局人事局長

徳岡 治

### 事務総局人事局長

東京地方裁判所判事

板津正道

### 東京地方裁判所判事

千葉地方・家庭裁判所判事

戸刈左近

### 千葉地方・家庭裁判所判事

東京地方裁判所判事

内田 晴

### 東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

佐藤哲郎

### 東京高等裁判所判事

司法研修所教官

前澤達朗

### 司法研修所教官

東京地方裁判所判事

鈴木昭洋

### 東京地方裁判所判事

東京高等裁判所事務局長

和波宏典

### 東京高等裁判所事務局長

東京高等裁判所判事

富澤賢一郎

### 静岡地方・家庭裁判所沼津支部判事

横浜家庭裁判所判事

平野 望

(以上9月8日)

### 大阪家庭・地方裁判所岸和田支部判事

山口家庭・地方裁判所岩国支部判事

岡田総司

### 東京高等裁判所判事

事務総局行政局第一課長兼広報課付

渡邊達之輔

### 事務総局行政局第一課長兼広報課付

事務総局秘書課参事官

佐藤彩香

### 事務総局秘書課参事官

東京地方裁判所判事

松川春佳

## 依願退官

福島地方・家庭裁判所判事 荒井 格  
(以上9月10日)

## 定年退官

福岡高等裁判所宮崎支部判事 西森政一  
大阪簡易裁判所判事 森本幸治  
(以上9月11日)

## 福岡高等裁判所宮崎支部判事

福岡地方・家庭裁判所久留米支部長 小田島靖人  
福岡地方・家庭裁判所久留米支部長

熊本地方・家庭裁判所判事 川崎聰子  
熊本地方・家庭裁判所判事

福岡高等裁判所判事 平井健一郎  
(以上9月12日)



(別紙)

高 齡 者 叙 粉

元青森家庭・地方裁判所調停委員	東 操	9.1	瑞 单
-----------------	-----	-----	-----

## 叙 位 ・ 叙 納 (令和7年7月、死亡者のみ)

元福岡家庭裁判所事務局長	中川 宏一郎	7.3	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	浜田 優	7.8	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	金井塚 修	7.9	従五位
元大阪高等裁判所判事	右川 亮平	7.11	従三位
元福岡簡易裁判所判事	坂本 正博	7.11	従四位
元日本弁護士連合会常務理事	辻 公雄	7.15	従五位
元広島地方裁判所刑事首席書記官	佐々木 庸五	7.20	正五位
元那覇家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	新井 勝己	7.22	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会常務理事	塚田 成四郎	7.29	従五位